

教育委員会定例会事項書

令和3年5月18日(火)
14:00~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議題

議案第 6号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号)について

議案第 7号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案

4 報告題

報告 1 令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 2 令和4年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

報告 3 訴えの提起に係る専決処分について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和3年5月11日(火)

開会 13時00分

閉会 13時40分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、北野委員、栗須委員

議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第3号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業
事業マネジメントシート)について

議案第4号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

議案第5号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和4年度三重県公立学校教員採用選考試験について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告 1

令和 3 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和 3 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 5 月 18 日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長

令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

令和3年4月23日（金）10：00～11：00

2 場所（オンライン開催）

主会場：三重県総合教育センター DEN（電子計算機）室

3 会長・副会長の選出

会長…伊藤 信成 委員（三重大学教育学部長）

副会長…坂下 かがり 委員（松阪市立第一小学校長）

※出席した全委員から、会長、副会長の承認を得た。

4 質問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書及び令和4年度から中学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採択について質問【資料1】

- ・教科用図書採択地区協議会規約例
- ・学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準
- ・学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査実施項目
- ・教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）
- ・令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料

5 事務局から送付した資料の主な内容

教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書の採択の仕組みの概要
- ・教科用図書採択制度や教科用図書選定審議会の法的役割は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令等に基づくものであること
- ・教科用図書選定審議会は、毎年度、同施行令で定める期間、県に置かれること。県教育委員会が市町教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないこと
- ・今年度は、一般図書の採択に関する参考資料（増補版）を作成する年及び令和4年度に中学校において使用する中学校用教科用図書社会（歴史的分野）の採択をする年であり、県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町等教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言

又は援助を行うこと

6 審議

- (1) 教科用図書採択地区協議会規約例（案）について
- (2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準（案）について
- (3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査実施項目（案）について
- (4) 教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準について
- (5) 三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目について
- (6) 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について

※調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開

<審議の概要>

○審議の結果、審議(1)～(6)について、原案が承認された。【資料2～6】

7 その他

令和3年6月中旬頃までに、第2回教科用図書選定審議会を開催する。

教委第05-17号
令和3年4月23日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書及び令和4年度から
中学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採択について

（理由）

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町等の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準
- ・ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査実施項目
- ・ 教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）
- ・ 令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

審議（1）

教科用図書採択地区協議会規約例（案）

○○採択地区協議会規約

第一章 総則

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、○○採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、○○採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

（組織）

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員
　それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参考し、協議会の会議において協議し、委員全員の一一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調

査員を置くことができる。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに○人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

[備 考]

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること保護者は、2名以上とすること。
- 3 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

審議（2）

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準（案）

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、毎年採択替えを行うことができるが、採択にあたっては、十分な調査研究を実施し、児童生徒の教科の主たる教材としての内容を具備するとともに、教育上適切なものでなければならないので、次の事項に留意する。

1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の使用は次の場合に限る。

- (1) 特別支援学校の小中学部において使用するに適切な文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
- (2) 特別支援学校の小中学部において、重複障がいを有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- (3) 小中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

2 該当学年用の文部科学省検定済教科書の使用が不適当であるため、他の教科用図書の採択を行う場合は、次の順序による。

- (1) 下学年用の文部科学省検定済教科書の使用が適当であるかどうか。
- (2) 文部科学省著作教科書の使用が適当であるかどうか。
- (3) 「一般図書一覧」の中の図書の使用が適当であるかどうか。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)のいずれも使用するに適当でない場合は、他の一般図書の中から適切なものを選択する。

審議（3）

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書 調査実施項目（案）

目的

特別支援学級及び特別支援学校の小中学部の児童生徒が使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定は、個々の児童生徒により心身の障がいの程度が異なっているため、専門的見地から慎重に検討したうえで行う必要がある。

そのため、該当諸学校における一般図書の選定について基本観点を示した参考資料を作成する。

項目	選定基準	基本観点
取扱内容	<ul style="list-style-type: none"> 教育基本法の精神に基づき、学習指導要領に定める教科の目標を達成する上において、より効果的である。 内容の選択及び扱いが、学習指導を進める上でより適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科の目標達成に必要な内容が含まれているか。 児童生徒の生活・経験や興味・関心への配慮がなされているか。 自主性や創造性、思考力の育成を図る内容が含まれているか。
内容の程度	<ul style="list-style-type: none"> 内容の程度が、児童生徒の心身の発達段階に適応している。 	<ul style="list-style-type: none"> どの発達段階に適応するか。 (注1) 心身の発達段階への配慮がなされているか。
構成・配列	<ul style="list-style-type: none"> 内容の構成・配列が学習指導を進める上でより適切かつ効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 系統性、発展性が考慮されているか。
分量	<ul style="list-style-type: none"> 分量が学習指導を進める上でより適切かつ効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して使用できるか。
使用上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 造本がより適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 印刷は、学習指導上、適切か。 用紙、製本は、学習指導上、適切か。 文字の大きさ、字間・行間は、学習指導上、適切か。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 上記の全ての基準や観点について、図書を使用する上で特に留意すべき点を記入する。 人権の扱いについても配慮する。 「備考」欄については、調査項目以外で特筆すべき事項を記入する欄としても使用する。 	
(注1) 発達のめやす	<ul style="list-style-type: none"> 表情や身振りで意思疎通する発達の段階 話し言葉を豊かにする発達の段階 書き言葉を習得する発達の段階 書き言葉によって思考できる発達の段階 	

審議（4）

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準

令和4年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者等の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第64号）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「令和4年度使用中学校教科書選定に関する参考資料（中学校社会 歴史的分野）」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

審議（5）

三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目

1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫

- (1) 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
- (2) 言語能力の育成を図るための工夫
- (3) 情報活用能力の育成に向け、ＩＣＴを活用した学習活動の充実を図るための工夫
- (4) 学習の見通しを立てたり、学習したことを取り返したりするための工夫
- (5) 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
- (6) 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
- (7) 他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

2 使用上の便宜

- (1) 内容別配当の分量
- (2) 教材・資料等の分量
- (3) 造本上の特徴、編集上の工夫等

3 その他

各種目において調査を必要とする事項

報告 2

令和4年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

令和4年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。

令和3年5月18日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

令和4年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

1 募集

(1) 応募資格

ア 特別選抜

特別選抜を志願することのできる者は、県内高等学校の工業に関する学科を令和4年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とする。

イ 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和4年3月卒業見込みの者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和4年3月修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和4年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 特別選抜の募集人数は12人程度とする。

※ 一般選抜の募集人数は入学定員より特別選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
特別選抜	令和3年9月2日（木）から 9月7日（火）まで	9時から16時まで
一般選抜	令和3年10月21日（木）から 10月27日（水）まで	9時から16時まで

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

(ア) 専攻科入学願書【様式1】

(イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）

(ウ) 専攻科受検票【様式3】

(エ) 志願理由書【様式4】

(オ) 最終出身学校長からの調査書

(カ) 推薦書【様式5】（特別選抜のみ）

(キ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（キ）を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 特別選抜

検査期日	令和3年9月16日（木）
受付	8時45分から 9時00分まで
検査内容	小論文（60分） 個人面接（15分程度）
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。
合格者の発表	令和3年9月24日（金）に合否通知書を出身高等学校長に通知する。

※ 検査時間に関しては、出願後に連絡いたします。

(2) 一般選抜

検査期日	令和3年11月4日（木）
受付	8時45分から 9時00分まで
検査内容	学力検査【機械または電気】（50分） 実技検査（30分） 個人面接（15分程度）
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。
合格者の発表	令和3年11月11日（木）9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。

※ 検査時間に関しては、出願後に連絡いたします。

3 その他

- (1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校（〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号TEL：059-346-2331）に請求する。
なお、郵送希望者は、返信用封筒（宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと）を添えて請求する。
- (2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

報告 3

訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和3年三重県議会定例会6月定例月会議へ報告するので、報告する。

令和3年5月18日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月2日

三重県知事 鈴木英敬

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に關し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行つた。

区分	住所	氏名	専決年月日
教育委員会	伊賀市上野茅町2745番地の1	川口淳子	令和2年10月13日
教育委員会	志摩市大王町波切1294番地1	松井龍 (連帯保証人)	
教育委員会	志摩市大王町波切1294番地1 四日市市阿倉川町6番28号	松井史恵 (連帯保証人) 生川なおみ	令和3年3月8日
教育委員会	鈴鹿市若松北二丁目19番17号 ハイツ若松202	ノウチカベヨイチゲンスキコヒ NOUCHI CAVERO YOICHI KENZUKI	令和3年3月8日
教育委員会	四日市市笠川九丁目7番地1 公団27棟210号	穴田栄子 (連帯保証人)	令和3年3月8日

訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に關し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、それぞれ令和2年3月又は令和2年12月に知事名で最終催告を行いましたが、指定した期日までに入金がなかったため、それぞれ令和2年10月及び令和3年3月に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続*を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和3年2月10日～令和3年4月5日までの間に、相手方（6名）から分納等を希望する旨及び全部不服の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

(※) 支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

氏名	貸与期間	滞納金額
川口淳子	平成20年4月～平成23年3月	469,800円
松井龍 (連帯保証人) 松井史恵 (連帯保証人) 生川なおみ	平成21年4月～平成24年3月	444,920円
ノウチカベロ ヨイチケンスキ こと NOUCHI CAYERO YOICHI KENZUKI	平成24年4月～平成27年3月	750,500円
(連帯保証人) 穴田栄子	平成18年4月～平成21年3月	603,600円

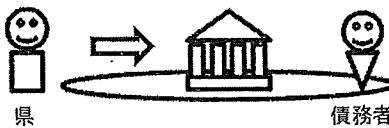
3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

支払督促制度の概要等

1 支払督促制度の概要

① 債務者の住所地の裁判所に申し立てる。(=「訴えを提起」した日)



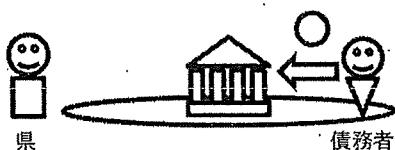
【支払督促の利点】

- ・手続きが簡便（①から④までだと30日程度）
- ・手数料が通常訴訟等の半額
- ・債権額は、通常訴訟と変わりなし。（少額訴訟は60万円が限度）

② 裁判所が債務者に督促する



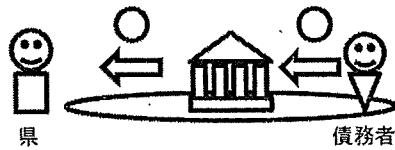
③ 債務者が督促内容に異議がない場合



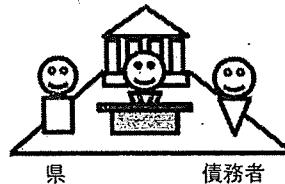
③' 債務者から異議申立てがあった場合



④ 申立通りの債務名義が取得できる。



④' 通常裁判に移行する。



2 債権管理の取り組み

段階	対象（原則）	取組内容
第1段階	納定期限までに納付しなかった者	文書督促（催告）、架電、自宅訪問
第2段階	第1段階で滞納解消に至らなかった者	債権回収会社等へ債権回収委託
第3段階	第2段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第4段階	第3段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収